

《きゃっする》商品概要説明書

平成27年3月18日現在

1 商品名	きゃっする			
2 ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上65歳以下の方。 ・安定継続した収入のある方。 (パート、アルバイトの方も可、年金収入のみの方はご利用いただけません。) ・専業主婦の場合は配偶者が満69歳未満で安定した収入のある方。 ・信金ギャランティ(株)の保証が受けられる方。 ・当金庫の会員となれる資格のある方(当金庫の営業区域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業区域内にある事業所に勤務されている方)。 			
3 お使いみち	・ご自由(ただし、事業資金は除きます)。			
4 お申込極度額	・50万円から500万円の10万円刻みによる46種類。			
5 ご利用限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫が信金ギャランティ(株)の審査結果を基に契約極度額を上限とする50種類(0円から500万円までの10万円刻みとし、新規契約時は0円を除きます)の中から決定します。 ・契約期間中に満66歳に達した月の翌月から利用限度額は0円となり、完済するまで約定返済をして頂きます。 ・信金ギャランティ(株)が毎月行う途上審査結果によりご利用限度額を変更させていただく場合があります。 			
6 ご利用期間	・5年(原則自動更新)。			
7 ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率(ご融資利率には保証料が含まれております)によります。 ※金利については窓口でお問合せください。 			
8 利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越金のお利息は、付利単位1円で、下記のとおり計算し、毎月の返済日に貸越元金に組入れます。 (毎日の貸越最終残高の合計額 × 当金庫所定の利率 ÷ 365) 			
9 ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内は毎月の定例返済方式としますが、任意の返済日に返済することも可能です。 ※随時返済した月でも定例返済を行って頂きます。 ・【定例返済方式(残高スライド方式)】 約定返済日を毎月5日(休日の場合は翌営業日)とし次の取扱とします。 			
	約定返済日の前日 の貸越元金残高	毎月返済額	約定返済日の前日 の貸越元金残高	
	5千円以内	全額	70万円超100万円以内	毎月返済額
	5千円超30万円以内	5千円	100万円超200万円以内	2万円
	30万円超50万円以内	1万円	200万円超300万円以内	3万円
50万円超70万円以内	1万5千円	300万円超500万円以内	4万円	
10 担保・保証人	・信金ギャランティ(株)が保証いたしますので必要ありません。			
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・利率やその他のご不明な点は窓口にお問合せください。 ・ご契約後、転居や転勤、転職等により当庫の営業区域外へ転出された方は契約の解除(ご利用残高のある方は一括返済)をして頂きます。 			

<p>12 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時～17時に、営業店またはコンプライアンス室（電話：0880-34-2121）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時～17時に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）-もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
-----------------------------	---